

(4) 主な内容

《教育・文化》

意 見	回 答 等
<p>【小学校で使用される食器について】 私の息子の通う小学校の給食に使われる食器についてご相談があります。当校で使われている食器は割れやすい素材でできており、子ども達の食事中、不意に落下してしまうと、度々割れてしまっていて廃棄している状況です。 目黒区の財政は今、厳しい状況が続いていると認識しており、コスト削減の観点からもプラスチック製の食器に変えて頂くことを切に要望します。</p>	<p>目黒区では区立小学校の給食用食器については、以下の理由により全校で強化磁器製を使用しております。 目黒区の学校給食は、学校給食法や目黒区立学校における食育方針に沿って運営しており、食器を大切に扱うことも食育方針の一部として捉えております。この強化磁器製食器はリサイクルが可能となっており、破損分については教育委員会が取りまとめて回収を行っております。また、従前使用していた食器に比べ、破損の際も割れ先が鋭角にならず、万が一触れた場合でもケガをするリスクが低くなっています。 このため、当面は強化磁器製食器を使用してまいります。引き続きよりよい給食提供環境に努めてまいります。</p>
<p>【区立図書館における雑誌の閲覧について】 図書館によく出掛けますが、特に最近、同時に複数の雑誌を手もとに抱えて読書をしている人をよく見かけます。とりわけ新刊雑誌（週刊誌など）は、多くの利用者が閲覧を希望しているもので迷惑千万です。掲示などで一応の注意喚起をしてもらっていますが、「確信犯」には効果は期待できません。直接注意をして利用者同士のトラブルになることを恐れ、我慢していますが、館員の方が見かけた場合には、きちんと指導くださるようお願いいたします。</p>	<p>目黒区立図書館では、雑誌の最新号の各カバーに「多くの方にご利用いただけるよう、おひとり一部ずつご覧ください。」と表示してご案内しております。 また、時間等は不定期ですが、館内をスタッフ職員が巡回しており、館内で複数の新刊雑誌をお持ちの方がいらっしゃれば、お声を掛けております。 新刊雑誌を複数お持ちの方をお見かけになりましたら、ご面倒をおかけしますが、カウンターにおりますスタッフ職員にお話ください。スタッフ職員からお声掛けいたします。</p>
<p>【スポーツ施設の年末・年始休日について】 12/28～1/4と、例年のことながら、休日が8日と長い。 そもそも健康増進を一目標とする区の基本方針から外れるものとも考えられる。 12/31～1/3は仕方ないにしてもその他は、クラス（ストレッチなど）を省いて必要最低限の保安要員を確保して、OPENしてほしい。</p>	<p>体育施設及び小学校屋内プールにつきましては、体育施設へ指定管理者制度を導入した平成20年度以降、利用者の利便性向上の観点から、月曜の休館日を廃止し、年末年始を除き原則として無休で、閉館時間も午後9時から午後10時まで1時間延長して運営し、より多くの区民の皆様にスポーツに親しめる環境を提供できるよう努めています。 ご要望のありました、年末・年始の休館の期間の短縮については、前述のとおり年末・年始以外は無休で運営しているため、営業期間中では行えないメンテナンス等の期間として位置づけてお</p>

	<p>り、各体育施設・各小学校屋内プールにおいて、施設点検等を実施しています。この休館・休場の期間については、目黒区立体育施設条例第5条及び目黒区緑ヶ丘小学校屋内プール等の屋内プールの使用に関する条例第3条に定めるところです。</p> <p>ご要望に沿えず大変申し訳ありませんが、ご理解くださいますようお願いいたします。</p>
--	--

《産業経済》

意見	回答等
<p>【区民センターホールについて】</p> <p>催しが区民センターホールで行われ、私達夫婦は、「無声映画」を見た。主人は身体が不自由で杖をついている。今回、区民センターホールの階段で転んでしまった。この階段一段一段がとても高い。古い施設だからだろうか。今どこの施設もバリアフリー対応なのに。またエレベーターもなく、手すりもない。私が介添えしていたにもかかわらず、夫は転んで怪我をってしまった。そして会場内では前に座るよう勧められたが、このような会場では身動きできず、後ろの席に座った。区は子育て世代だけでなく、年寄りにも優しい街づくりをしてほしい。またパーシモンホール等は、会場内に係員がおり、会場内を丁寧に誘導してくれたが、この区民センターホールには係員による案内がなかった。ぜひ、案内する係員を置くべきである。</p>	<p>区民センターホールにつきましては、昭和49年に建築され、当時は現在のようなバリアフリー対応への義務付けもされていなかったことから、現在の施設状況になってございます。このため、ご利用くださる皆様にご不便をおかけすることも多いかと存じます。</p> <p>会場内のご案内や係員等の配置についてですが、主催者がホールを貸切っておられますので、基本的に当日の配置は主催者側の判断で対応をしているところでございます。これは、同じ区有施設のパーシモンホールでも同様の扱いでございまして、パーシモンホールでの案内人につきましても、催し物の主催者側の判断により配置したものと存じます。</p> <p>これまでも、ホールや集会室などの貸出しに当たっては、主催者に対して安全管理に関する配慮をお願いしてきたところでございますが、いただいたご意見を踏まえまして、映画上映のように照明を落とした環境下でのホール利用の場合を含め、会場の利用実態に応じて、あらためて主催者に対して安全管理を徹底するよう、お願いしてまいりたいと存じます。また、安全管理面での意識啓発といたしまして、案内用の懐中電灯を主催者に貸し出すなど、一層、安全管理に対する認識を高めるよう、努めてまいります。</p>

《子育て》

意見	回答等
<p>【保育園の新設について】</p> <p>0歳と4歳の子どもがいます。4歳の上の子は、2年間待機児童で、2017年度より認可保育園に通っています。第7希望の園で、家から遠くバス</p>	<p>各保育園における定員については施設を運営している事業者からの提案に基づき設定しており、平成30年4月に新規開設する1園を含め、3園の認可保育園で0歳児の定員を設定せずに1歳以上からの受入れを行っております。現在で</p>

<p>で通園しています。2018年度は新設園が多く0歳で入園率が上がっていますが、多くの会社では1歳まで育休が取れます。0歳はコストもかかります。1歳からの保育園を増やせば、定員数も増え、コストも低く、かつ無理して育休を繰り上げることが減るのではないのでしょうか？1園しか設けていないのは疑問です。</p>	<p>は多くの企業で育児休業制度を設けており、育児休業法の改正により最長でお子様は2歳になるまで育児休業を取得することもできるようになってきておりますが、個人事業主の方や一部の事業所においては育児休業制度を利用できない場合もございます。また、保育園のクラス年齢は毎年4月1日の年齢で決まることから、お生まれの月によっては1歳になられても0歳児クラスでお預かりをするケースなど様々なご事情もございます。</p> <p>施設基準や保育士の配置などの関係もあり、認可保育園で0歳児の受入れを行う場合には保育面積や運営コストの点などでの課題もございますが、保育園を必要とされる方々の様々なご事情なども踏まえ、認可保育園における0歳児の受入れの対応も必要であると考えております。</p> <p>一方で、育児休業期間中はしっかりとご家庭でお子様と一緒に過ごしたいとご希望される保護者の方のご意向もあるものと認識いたしております。</p> <p>そのため、今後の待機児童対策の取組みといたしましては、認可保育園の整備促進を図ってまいります。その中で、できる限り1歳児及び2歳児の受入れ枠の拡大を図り、ご希望される時期の認可保育園への入園が可能となるように努めてまいります。</p>
<p>【保育園入園予約制度について】</p> <p>目黒区の認可保育園への入園選考が非常に難しい状況であることは周知のことであるが、そのような中で認可保育園に入れなかった家庭への認証保育園の保育料助成が他区と比較しても著しく少ないことを改善してほしい。特に、第二子以降については子育てに大きな費用がかかるにも関わらず、考慮されていない。港区・品川区をはじめ、第二子がほぼ確実に入園でき、あるいは認証保育園の保育料助成が十分にあるのに対し、育休中では第二子でも入園できない(40点)、認証保育園に入っても補助が少ないのは納得がいかない。調整指数の考え方の見直し、認可の保育料と、認証補助のバランスの再考を早急に検討いただきたい。</p>	<p>1 認可外保育施設保育料助成制度について</p> <p>目黒区で実施している認可外保育施設保育料助成制度は、平成21年度から開始しており、社会状況の変化や目黒区の財政状況を踏まえながら、これまでも必要に応じて助成対象範囲の拡大を図ってきたところです。近年では、平成28年度から東京都指導監督基準を満たす認可外の保育施設も補助対象となるよう制度を改めており、平成29年度からは所得制限をなくして助成金額についても拡充を図っております。</p> <p>この度、いただいたご意見につきましても参考にさせていただき、今後の助成制度における助成対象及び助成金額についての拡大を検討してまいります。</p> <p>2 利用調整の基準について</p> <p>認可保育園の申込状況につきましては、入所希望者が定員を大幅に上回っており、皆様からのご希望全てにお応えできない状況となっております。選考につきましては、入所を希望される世帯</p>

	<p>の保護者の就労等を含めた家庭状況や保育園を必要とする理由が様々であることから、客観的な指標である選考基準や優先順位を定め、本基準に基づき公正かつ適正な入所選考を行っております。保育所入所における第二子の優遇については、指数が同位で並んだ場合の優先項目のひとつとしております。入所を希望される方の立場や状況がそれぞれ異なることから、選考基準につきましては様々なご意見やご要望をいただいております。そのため、社会状況の変化等を踏まえながら、これまでも必要に応じて見直しを行っているところです。</p> <p>この度、いただいたご意見につきましても参考にさせていただき、今後区としてどのような対策を講じられるのかは、待機児童対策と併せて検討してまいりたいと存じます。</p>
<p>【学童保育の利用要件について】</p> <p>平成30年度より、学童保育利用要件の調整指数として、習い事等による早帰りがマイナスポイントになるとの発表がありました。そのうえ、対象は4-10月とのことで、対策のしようがない、確信犯的なやり方に非常に困っています。</p> <p>事情は理解していますが、延長保育のない公立の学童保育ではどうしても足りない時間を、民間学童を利用して補っているにも関わらず、早帰りにより、「保育の必要性に欠ける」扱いになることに、非常に違和感があります。区としては、「民間学童へ行ける家庭には保育サービスを平等に受ける権利がない」というお考えなのでしょうか。少なくとも、事前の案内をきちんとすべき事項と思います。平成30年度2期から（1期を除く）、または平成31年度の利用要件からの実施への変更をご検討下さい。</p>	<p>目黒区の学童保育クラブの入所児童数は年々増加傾向にあり、定員超過対応を図るなど、入所希望児童の意向を可能な限り尊重し、極力待機児童を生じさせないよう努力しているところです。しかしながら、入所児童の利用状況には、様々な利用実態があり、一旦学童保育クラブに通所しても、ごく短時間の利用で退室される児童が居る一方で、学童保育クラブでの保育を必要とする児童がランドセル来館を利用しながら待機したり、通学区域や居住区域外の学童保育クラブを利用するなどの状況も生じています。こうした状況の中で入所の選考について検討を行い、区の学童保育クラブの利用日数や利用時間をより多く必要とする児童を選考するためのポイントを設け、入所選考することを決定しました。</p> <p>減点調整の導入について、事前周知が不十分である旨のご意見・ご要望への対応を検討したところ、平成30年度の入所選考につきましては、経過措置としまして平成29年度に学童保育事業を利用している児童のうち、平成30年4月からの児童の出席予定が、平成29年4月から10月（8月を除く）の期間中の実績と異なる場合（習い事等の日数が減少する等）は、その旨を、お申し出いただくことにより、平成30年4月以降の出席予定に基づいて調整を行うことといたします。</p> <p>なお、平成31年度の入所選考からは、調整を導入いたしますので、何卒ご理解くださいますようお願いいたします。</p>

《福祉》

意見	回答等
<p>【地域生活支援事業について】</p> <p>私には障害のある小学2年生の子どもがおります。先日、地域生活支援事業の移動支援を利用しようと思っ、障害福祉課に電話しました。授業終了後、学校のランドセル広場で遊ばせてから帰宅するという支援をお願いしたいと伝えると、帰宅するだけ、もしくは家から学校に行って遊び、また家に戻るという支援ならできるが、学校で遊んでから帰るという支援はできないという回答でした。支援を使いたいなら、学校から一度帰って、また学校に戻って遊んでくださいとのことでした。</p> <p>こんな理不尽なことってあるでしょうか？もう既に目的地にいるのに、一度帰らなければ支援を受けられないのです。全くもって、利用する人のことを考えていない制度設計です。</p> <p>この制度設計は、何かの法律によるものではなく、区で決めていると聞きました。速やかに、利用者本人が利用しやすい形に制度を見直していただきたいです。</p>	<p>区では、屋外での移動が困難な障害者に対して、余暇活動など社会参加のための外出の介護や、銀行等金融機関や理美容店、選挙や冠婚葬祭などの社会生活上必要不可欠な外出の介護を行うサービスとして「移動支援サービス」を実施しています。また、学齢期の障害児に対し、保護者が就労、病気、出産等により通学の介助ができない場合に、通学介助を実施しています。いずれも利用経路は、原則はご自宅から目的地、目的地からご自宅（通学の場合は、学校や学童保育クラブ）を起点、終点とさせていただいています。これは、特に知的障害者の場合は、ご家族から事業所ヘルパーに確実に安全にご利用者様を引き継いでもらい、サービスとしてのスタートと終了を明確にするためのものです。例外的に、余暇活動としての外出のスタートを学校や通所施設、職場としている場合があります。これは、習い事やイベントの開催時間など、活動に参加すべき時間が自宅に戻らず直接出発しないと不都合が生じる場合について認めています。</p> <p>この度のご相談内容の「ランドセル広場」について、当初、担当係としては一度ご自宅に帰宅してから利用する社会参加として解釈をしておりましたが、あらためて事業の目的を確認したところ、放課後の学校校庭において、児童の安全・安心な居場所を確保するために開始された放課後フリークラブ事業の一環であり、保護者からの事前の連絡票提出によりランドセルを持ったまま自由に遊べるとされています。管理運営員が見守りをしていますが、個別の介護は対応していないため、介護を必要とする児童の場合は別途介護者の付き添いが必要となるようです。障害のある子もいない子も地域の見守りの中で元気よく身体を動かし、伸び伸びと交流しながら育ち合う場として、インクルーシブ教育、共生社会を目指している目黒区として障害のあるお子様の参加を支援すべき内容と考えます。よって、放課後のランドセル広場の参加を移動支援サービスの余暇活動支援としてご利用いただくことといたします。</p>

<p>【介護人への手当について】</p> <p>毎日手当をつけてもらわないと、交通費かかるし世話するし、区でなんとかして下さい。親の介護をしている人を報われる区にして下さい。</p> <p>障害者になった場合（65才以上）、手当を区から出して下さい。</p>	<p>区では、親や配偶者などを介護する方に対して①基本的な介護技術を身につけるための支援（家族介護教室）②介護者が孤立しないための支援（介護者の会、コミュニティカフェ・認知症カフェ）を行っております。</p> <p>今回、ご要望いただきました介護する方への経済的支援については、現在、行っておりません。</p> <p>親御様や配偶者の方などを介護されることは、ご家族のご負担やご心労も多く、大変なことであると認識しております。区といたしましては、ご家族のご負担やご心労が可能な限り少なくなるためにも、積極的に介護保険サービスをご利用いただきたいと考えております。介護保険制度には、利用される方のご負担を軽減する制度もございますので、ご検討いただければ幸いです。</p>
--	--

《保健・医療》

意 見	回 答 等
<p>【乳幼児健診について】</p> <p>現在、働きながらもうすぐ3歳になる子供を育てています。4か月健診や3歳児健診など、保健センターや保健所で受診するものについて、何月何日、左記に来られない場合は何月何日など受診日の選択肢があまりにも限られていること、また受診時間帯の短さに不満を感じています。日程については、都合がつかない場合は担当部署に連絡し、別日程を提案していただけるのだと思うのですが、それならあくまでも基準日としての日程を示したうえで、あらかじめ他の月の受診日も併せ、選択肢を増やした状態で提示していただけないでしょうか。また、その中でも土日の日程もいくつか設けてもらえないでしょうか。時間帯についても、難しいのかもしれませんが、全ての日程とは言わないまでも、せめて最終受付を17時ぐらいまである日を設けてもらえないでしょうか。日程、時間帯とももう少しフレキシブルさがあっても良いのではないのでしょうか。子どもを保育園に預けているのは、子どもを育てていくために必要な賃金を得るた</p>	<p>今回の乳幼児健診へのご要望につきましては、お気持ちは充分ご理解できます。平日に仕事をされている方々にとっては、受診しづらいのが現状となっており、平日以外の実施や他の方法で受診を可能にして欲しいとのご要望があることも認識しております。</p> <p>しかし、区で実施する健診は、目黒区医師会・目黒区歯科医師会の協力を得て、事業を行っているため、土日や午後5時以降の実施は非常に難しい状況にあります。</p> <p>また、あらかじめ指定日以外の実施日を提示して選択枠を広げて欲しいとのご要望につきましても1日の受診者数に限りがあるためご希望に沿えることは難しい状況です。</p> <p>しかしながら、個別の健診ごとに利便性の向上に努めるとともに、より利用しやすい行政サービスのあり方につきまして検討してまいります。</p>

<p>めです。行政もそのようなライフスタイルを認識しているからこそ、保育園を設けているはずで、それなのに、平日、しかも限られた時間帯にしか健診日を設定していないことに矛盾を感じますので、区の見解の公表を求めます。</p>	
<p>【特定健診について】 目黒区の特典健診にP S Aの検査項目がないのはなぜでしょうか。 毎年検査は必要なしと思いますが、例えば60歳の男性で希望する人のみ受けられるような方法で検討していただければと思います。 前立腺がんは他のがん比べて進行は遅いようですが、早期発見は大事です。よろしくお祈りします。</p>	<p>区のがん検診は、国が定めたがん検診実施のための「指針」を踏まえて、事業を実施しています。国の指針では、がんの死亡率を減少させるため、胃がんや大腸がんなどのがん検診について、科学的に効果が明らかな検診方法、対象年齢、受診間隔を定め、検診の精度を確保して行うこととしています。 また、すべてのがん検診には、早期発見・早期治療により命を守るなどのメリットと、結果的に不必要な治療や検査を招くなどのデメリットがあるため、自治体における集団を対象とした検診ではメリットがデメリットを上回り、死亡率減少効果が明らかな検診を実施することが重要となります。しかし、いくつかのがん検診の検査方法は、今のところがん患者の診療では有用であっても、検診で使用した場合の効果が十分に確かめられていないものもあります。 このため、P S A検査による前立腺がん検診は、国の指針に定める科学的根拠に基づくがん検診とはなっておらず、目黒区においては、現状、前立腺がん検診を実施しておりませんので、何卒ご理解くださいますようお願いいたします。</p>

《防犯・防災》

<p style="text-align: center;">意 見</p>	<p style="text-align: center;">回 答 等</p>
<p>【地震情報について】 去る11月16日18時43分に、八丈島東方沖でM6.2の地震があり、東京では、大田区、品川区、渋谷区、港区、杉並区、新宿区と目黒以外の23区が震度1でした。このようなことは過去にも何度かあり、目黒周囲の区が震度1で、目黒だけ揺れないことは考えられず、その点についてご説明をいただきたく、またもし、目黒に震度計がないのであれば、しかるべき庁に交渉して正しい情報を提供していただ</p>	<p>このたびは震度情報に対して区防災対策へのご心配をいただきありがとうございます。 気象庁における目黒区の震度情報につきましては、目黒区中央町にある目黒区防災センター敷地内に計測震度計が設置されており、常時観測し、震度を感知すると情報を気象庁に送られる仕組みになっております。ただし、計測震度計で震度1に満たない場合には、震度情報は気象庁に送られません。 今回お問合せのありました 11月16日18時43分に発生した八丈島東方沖地震につきましては、目黒区設置の計測震度計を確認しまし</p>

<p>くよう、お願いいたします。</p>	<p>たところ、震度1に満たなかったため気象庁に情報が送られていないので、気象庁発表の震度情報に目黒区が表示されませんでした。</p> <p>区では、計測震度計の適切な維持管理に努めてまいりますので、引き続き区の防災対策にご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。</p>
<p>【有事の際の対応について】</p> <p>政府は北朝鮮の問題に関して、もし有事の際にミサイル等が飛んできた場合の、避難の仕方やJアラートについてなどを各区自治体には伝えたようですが、そこから我々区民には何も伝わって来てはいません。伝えるほうが良いと思うのですが…。よろしくお願いたします。</p>	<p>区では、内閣官房から「弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動について」の通知を受け、平成29年4月24日から通知のあった情報を区ホームページ（お知らせ欄）に掲載しているところです。</p> <p>Jアラートによる警報や避難の仕方につきましては、ホームページに添付しておりますチラシのとおり、ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、国からの送信を受け、防災行政無線でサイレン音やメッセージを流してお知らせいたします。</p> <p>また、避難の仕方につきましては、屋外にいる場合は、出来るだけ頑丈な建物や地下街へ避難すること、近くに適当な建物が無い場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守ること、屋内にいる場合は、出来るだけ窓から離れ、窓のない部屋へ移動することが基本です。</p> <p>なお、ホームページでは「弾道ミサイル落下時の行動に関する質問」や「国民保護ポータルサイト」もご案内しております。</p> <p>今後も国からの通知や諸般の情勢を注視しながら、状況に応じてホームページや区報等による情報提供に努めてまいります。</p>

《都市整備》

意 見	回 答 等
<p>【オーパス夢ひろばの夜間照明について】</p> <p>いつもオーパス夢ひろばを利用させていただいてます。</p> <p>先日18時頃、息子の迎えでオーパス夢ひろばへ行った際、照明が少なく薄暗い環境のため、子どもたちだけでは危険な感じがしました。</p> <p>サッカーや野球をしている子どもたちがいましたが、「暗いのでボールが見えない」とか「暗いから知らないおじ</p>	<p>オーパス夢ひろばの一般開放時間につきましては、4月から10月は午後7時まで、11月から3月までは午後5時までとなっています。一般開放終了後の午後9時までは、夜間の貸切利用として、使用料をご負担いただきフットサル等のスポーツ目的で利用されています。</p> <p>また、オーパス夢ひろばの照明設備は、通常の公園程度の明るさを確保するための園内灯と、夜間貸切利用時に点灯するナイター照明の2種類がございます。</p> <p>今の時期、暗くなり園内灯が点灯する午後5時</p>

<p>さんが来ると怖い」と言っていました。</p> <p>4月から10月までは午前7時から午後7時まで開放して頂けることは、みんな喜んでいます。ただ、ナイター設備があるのであれば、ぜひ点灯して頂ければと思っています。</p> <p>9月は18時以降・10月は17時以降照明をつけて、頂ければ幸いです。</p> <p>子どもたちが安心安全にスポーツができるよう、ぜひご検討をお願いします。</p>	<p>以降でも、小学生や中学生がサッカー等で利用している実態は把握しているところです。しかしながら、区立の公園にある軽スポーツが楽しめる広場等でナイター照明を点灯している場所はなく、点灯することにより日没後の子どもたちの外出を助長する恐れも考えられること、また、オーパス夢ひろばのナイター照明は貸切利用者の費用負担により維持していることなどから、現在、一般開放時間中のナイター照明点灯について、実施は考えておりません。</p> <p>ひろば内の園内灯の灯具の向きを調整し、できるだけ明るくするよう改善を行います。</p> <p>引き続き、利用者の皆様から様々なご意見を伺いながら、より良い施設運営に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>
<p>【駐輪場について】</p> <p>現在、学芸大学では東口と西口第二駐輪場が1日利用者の駐輪場となっています。私は、子育てをしている関係で、出勤時間の朝9時ごろに駐輪場を利用することとなります。ただ、この時間帯に行くと、すごく駅に近い便利な東口駐輪場は、屋根がある屋内施設となっていることもあり、既に満車のことが多く、冷たく、「第二駐輪場に行ってください」と言われ、わざわざそこから、500メートルも遠い西口第二に行かされるのが通常となっています。</p> <p>出勤や通学時間は人によって異なります。現在のように出勤時間が早い方だけが、先着順で利用できるやり方だけでは、朝9時頃に利用したい方にとっては、多額の住民税を支払っている私でも、いつも東口駐輪場が利用できない公平ではない状況となっています。</p> <p>折しも、働き方改革を進ようとしている目黒区ですので、通勤状況が社会の変化に対応して変わりつつあるということを知っていただき、すこしでも多くの区民の方に公平に施設を利用できるようにしていただきたいと思います。</p> <p>具体的には、一律に朝早い人だけが</p>	<p>学芸大学駅周辺の区立駐輪場で1日利用ができます駐輪場は、学芸大学駅東口駐輪場、同駅西口第二駐輪場とがあります。このうち、学芸大学駅東口駐輪場は、駅に近いことからご利用状況は満車の状態が続いています。</p> <p>駐輪場は、鉄道による通勤、通学や駅周辺での買い物など、お一人おひとりが異なる用途でご利用いただいております。入庫時間、出庫時間も日々刻々と変化しております。</p> <p>このようなことから、駐輪場のご利用に際しましては、ご利用になりたい駐輪場、空きスペースのある駐輪場から駐輪していただくのが一般的な利用方法と考えています。</p> <p>例えば、時間帯を区切ったご利用の場合につきましては、日々、入庫時間、出庫時間が一定でないことから、空きスペースが一定時間発生し効率的にご利用いただけなくなること、駅周辺に放置自転車が増えてしまうことなどが懸念されるとともに、設備機器類を変更する必要があるなど、現状では対応することが困難な状況にあります。</p> <p>駐輪場には、1日利用の他、定期利用があります。学芸大学駅東口駐輪場と同駅西口第二駐輪場のほか、同駅西口第一駐輪場の3か所でもご利用が可能です。ご利用は、キャンセル待ちの申請をしていただき、空きが生まれたらご利用いただくことができます。利用料金や空き状況等につきましては、お問い合わせください。</p>

<p>駅に近い屋内の駐輪場を利用できるのではなく、時間帯がずれて利用する者にもあたたかい区政を行っていただきたいと思います。例えば、朝7時台、朝8時台、朝9時台と何台か必ず空きの駐輪場枠を作ってください、9時頃出勤する方にも、公平に駐輪場ができるような工夫をしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。</p>	
<p>【横断歩道の撤去について】</p> <p>権之助坂にあった横断歩道を返して下さい。あそこは左右にご飯屋さんが連なっており、頻繁に人が横断します。また車の場合も行きたいお店側の枠に駐車出来なかった場合、どうしても横断する必要があります。坂の上か下に横断歩道はありますが、間隔が遠過ぎるのでみんな元横断歩道があった場所を渡り危ない思いをしています。</p> <p>このままでは、いつかあそこで人が轢かれる事故があります。現場を見ていただければ分かりますが、交差点が無くなったせいでそれぐらい今危ない場所になってしまっています。</p> <p>お願いですからあそこに横断歩道を戻して下さい。</p>	<p>権之助坂歩道橋の撤去につきましては、地元要望等が高いことから、整備計画に「安全・安心な歩行環境の創出」を目指す取組の一つとして位置づけ、平成24年度より、目黒通り及び当該歩道橋を管理する東京都、並びに交通管理者である警視庁及び目黒警察署に対して、歩道橋の撤去とそれに替わる横断歩道の設置について早期の実現に向け要望してまいりました。</p> <p>こうした中で、東京都と警視庁との間で協議等が進められ、平成26年6月に、歩道橋撤去を含む横断歩道配置計画案が区に示されました。区では、この計画案について地元のご意見等をいただくため、平成26年7月から9月にかけて、地元商店街・町会・住区住民会議、小学校等の地域関係団体に、横断歩道配置計画案を提示し説明を行ってまいりました。その後、平成26年10月に地元商店街・町会・住区住民会議の9団体から、この計画案による実施を求める「権之助坂歩道橋の撤去及び横断歩道の設置に関する要望書」が区に提出されました。区は、これを受けて小学校・私立学校へ通学路等に関する意見照会を行い異議がなかったことから、平成26年11月に東京都及び目黒警察署に対して、計画案どおりに実施することを求める「権之助坂歩道橋の撤去及び横断歩道の設置に関する要望書」を提出しています。ご指摘の横断歩道を含む交通安全施設改良工事につきましては、東京都が歩道橋利用者数や歩行者・自転車・自動車交通量の調査及び現地実査を行ったうえで警視庁と協議した結果、平成28年3月に、権之助坂横断歩道橋を撤去し、安全な歩行者交通経路の確保を図る交通規制として現状の位置に横断歩道を設置及び移設いたしました。さらに、横断防止柵の設置などの交通安全対策を講じております。</p> <p>ご要望の横断歩道の敷設につきましては、改めて所轄の目黒警察署へ伝えたところ、現状の交通</p>

	<p>規制は、地域住民等のご要望を受け、交通量調査や現地実査等を踏まえたうえで東京都と協議し計画をまとめたものであることから、新たな歩行者交通経路規制の見直しは困難と伺っております。区といたしましても、地元関係団体等の意向を踏まえた歩行者交通経路となっていることから、現時点での交通規制が適正であると考えております。</p> <p>今後とも必要な交通安全対策につきましては、目黒警察署や東京都と連携しながら、努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。</p>
--	---

《住宅》

意 見	回 答 等
<p>【区営住宅の募集について】 目黒区では10年、区営住宅の募集がない。他区と比べ業務怠慢ではないか。 65歳以上の優先もない。問題と言えるのではないか。</p>	<p>区営住宅の入居者募集は、不定期ではありますが1～2年毎に実施しております。平成27年度の実施後2年経過しましたが、平成29年度も10月上旬から中旬にかけて実施したところです。募集の予告につきましては、区報、区のホームページの掲載、及び公営掲示板に掲出いたしました。更に民生委員の方にも情報提供させていただいております。なお、次の募集につきましては、今回募集の当選者への住宅あっせん終了後に、空き住戸等の状況を見て実施時期を検討していくこととなります。</p> <p>また、高齢者の優遇措置としましては、60歳以上の世帯（2人以上）の優遇抽選の制度がございます。抽選倍率が一般区分の7倍になるものです。</p> <p>募集等につきましては、今後もよりよい周知のあり方について工夫してまいります。</p>

《環境・清掃》

意 見	回 答 等
<p>【喫煙所について】 中目黒駅横の喫煙所の煙が凄すぎますので撤去をお願いします。 子どもがいるものとしては耐えられません。</p>	<p>「目黒区ポイ捨てなどのないまちをみんなで作る条例」では、環境美化の観点から、公共の場所での歩行中の喫煙を禁止するとともに、学芸大学・中目黒・都立大学・自由が丘駅周辺を「路上喫煙禁止区域」に指定し、この禁止区域内の路上等では、区が設置した指定喫煙所を除き、立ち止まっただけの喫煙も禁止しています。中目黒駅周辺については、平成18年12月から「路上喫煙禁止区域」に指定したことから、地元の皆様と相談</p>

	<p>の上で、代替措置として中目黒G T横（蛇崩川緑道内）などに指定喫煙所を設置しました。</p> <p>路上喫煙禁止事業開始から10年以上経過し、路上喫煙禁止についてはご理解いただくようになってまいりましたが、一方で店舗やオフィス等の建物内での禁煙化が進み、喫煙できる場所が減っているため、最近、指定喫煙所の利用が急増しており、煙の広がりなどで大変ご迷惑をおかけしております。</p> <p>このため、区報や区公式ホームページ、キャンペーン等で、「めぐろたばこルール」(①たばこのポイ捨てや歩きたばこは区内全域で禁止、②路上喫煙禁止区域内では指定喫煙所以外の路上での喫煙は禁止、③指定喫煙所では灰皿周辺のエリア内で喫煙する)の周知を進めています。路上喫煙禁止等のためには、今後も継続した啓発やパトロールの強化が必要と考えております。ご意見も踏まえ、喫煙者のマナー向上を促し、喫煙者と非喫煙者の共存できる地域を目指してまいります。</p>
<p>【リサイクルゴミについて】</p> <p>リサイクルゴミについてなのですが、ペットボトルは回収して、そのフタは住区センターに持参する、というのは、私には納得がいきません。フタも同時に回収して頂けたらいかかと思うのです。そうすれば、ペットボトルを潰さずに出す人や、フタをはめたまま出す人も減ると思うのですが、いかかでしょうか。</p> <p>生まれた時から住まわせていただき、またこの地を愛している者として、後からいらした方々の、ちょっとした手抜きを見たくありません。その方々も大切に思っておりますので、どうか本気でご検討下さる様、心よりお願い申し上げます。</p>	<p>区では、ペットボトルのキャップは、プラスチック製の「容器」や「包装」と一緒に資源回収の日（週1回）に集積所へお出しいただくよう区民の方にご協力いただいております。</p> <p>ご指摘のありました「住区センターでのペットボトルのキャップ集め」につきましては、区の事業ではなく、ペットボトルのキャップが建築の材料として活用されることから、住区センターの管理運営を行っている住区住民会議が、リサイクル推進活動の一環として自主的に行っているものです。</p> <p>これは、週1回、ペットボトルとキャップを分けて同日に収集する区の資源回収と競合しますが、地域の皆様に回収の機会を増やすという目的で行われているものと伺っております。</p> <p>お住まいの地域と住んでいる方々のこととお思いになり、今回ご意見をいただきましたが、地域の住区住民会議が、自主的に行っているリサイクル推進活動であることをご理解いただければと存じます。</p> <p>区といたしましては、今後ごみ減量やリサイクルへの取組みについて、普及啓発に努めてまいります。</p>

《区民生活》

意 見	回 答 等
<p>【土日の転出届を窓口で行えるようにすることについて】</p> <p>土日でも転出届を窓口でできるようにして下さい。土日しか来られない方はたくさんいると思います。</p> <p>郵送手続はコストと手間がかかる点で申請者の負担が大き過ぎます。</p> <p>土日でもできる工夫をして下さい。</p>	<p>目黒区では、総合庁舎において毎月一回、日曜日に窓口を開設しております。</p> <p>9月及び10月の開設日は9月24日（日）・10月8日（日）、開設時間はいずれも午前10時から午後4時30分までとなっております。ご利用いただければ幸いです。</p> <p>なお、住所異動が増加する3月末及び4月当初には、土日あわせて4日間の臨時窓口を開設しておりますが、区民サービスの充実策につきましては、今後も皆様からのご意見を参考にしながら引き続き検討してまいります。</p>

《行財政》

意 見	回 答 等
<p>【駒場2丁目公務員住宅跡地に駒場住区センターを作ることについて】</p> <p>駒場住区センターは、敷地が十分でなく近隣の住宅とも接近していることから、他地域の住区センターとくらべ次のような点で常々不自由を感じています。①レクリエーションホールが無いので、体を動かす催し・声や音を出す催し等ができない。②調理室が無いため、高齢者・子ども向けなどの料理教室、また梅干し・味噌づくりといった伝統食品講習会など、食に関する活動ができない。③窓が開けられない。</p> <p>住区センターは現在、文字通り地域活動のセンターとして機能しています。地域に暮らす人々が知り合い、親しくなりさまざまな交流を行う「場」として健康と文化的な暮らしを続ける上で欠くことの出来ない存在といっても過言ではないと思います。</p> <p>これまでは現在の建物にそれを求めるのは無理と諦めていましたが、駒場2丁目の公務員住宅跡地の利用が望める状況にあることを知りました。住区センターは地域住民の健康と文化に資するだけでなく、災害発生時には大きな力を発揮するセンターとなりうると思います。</p>	<p>ご指摘いただきました駒場2丁目の国家公務員駒場住宅跡地は、国が所有する国有地で、現在、国において土地の権利関係を整理している段階であると聞いています。今後、権利関係の整理が完了し、国において本件用地を活用する意向がないと決定された場合には、地元自治体である区に対し公用・公共用での活用意向の照会が来る仕組みとなっております。</p> <p>区といたしましては、区内に有する貴重で大規模な土地であり、駒場東大前駅前という利便性の高い立地であることから、区の喫緊の課題解決に資する活用が考えられるところであり、今後、積極的に国に働きかけられるよう、区内部で課題整理や有効活用に向けた研究・調査を進めていく予定です。</p> <p>また、国家公務員駒場住宅跡地は国有地であり、区の所有する土地ではないため、活用を検討する際には国と協議をしていく必要があります。</p> <p>こうした状況を踏まえ、検討に当たっては国の動向を見極めながら、慎重に進めてまいります。</p> <p>なお、いただきましたご要望につきましては、今後の検討の中で、参考とさせていただきます。</p>

<p>地域住民の高齢化が進む中、声を出す、体を動かす、こうした機会は大いに奨励されています。住区センターの充実と災害に強い住区センターを駒場2丁目公務員跡地に設置されるよう強く要望いたします。</p>	
<p>【同性婚の制度について】 目黒区でも渋谷区、世田谷区のように同性婚の制度を作ってほしい。</p>	<p>目黒区は基本構想の基本理念に「人権と平和の尊重」を掲げ、すべての人が人間として平等に大事にされる社会をつくることを目指し、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「東京都人権施策推進指針」に基づき、様々な人権課題に対する取組を行っているところです。性的マイノリティについても、重要な人権課題の一つであり、「目黒区男女平等・共同参画推進計画」において、「多様な性のあり方への理解促進」を施策の方向として掲げ、性的マイノリティについての理解不足による偏見や差別を解消し、社会的理解を促進するための施策を進めているところです。</p> <p>渋谷区や世田谷区の制度の趣旨は、「多様な個人を尊重しあう社会の推進」であると理解しております。目黒区といたしましては、区民にも様々なご意見があり慎重な検討を要する課題であることから、国民的議論や他自治体、国の動向などを注視しながら、多様性社会の推進について研究していきたいと考えています。</p> <p>今後も、性のあり方には様々な形があること、偏見や差別を解消していくという観点から啓発に取り組んでまいりますので、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。</p>

《その他》

意 見	回 答 等
<p>【夜間照明について】 区役所の正面玄関から裏門まで常時、夜間通行が可能になっている由、災害発生時なら理解できるが常時照明を灯し開放する必要が果してあるのか疑問である。経費節減からも検討してほしい。</p>	<p>区役所では、婚姻届や死亡届などの戸籍に関する届出は、通年で時間を問わずに受領しなければならないと定められております。</p> <p>このため、区役所の窓口業務を行っていない時間帯であっても、戸籍に関する届出を取扱うために夜間休日受付を総合庁舎西口に設置し、受付に近い総合庁舎西口の2か所の門は終日開放としております。</p> <p>また、夜間休日受付の場所をお知らせするとともに、届出にいらした方が安全に通行できるよう、開放した門から夜間休日受付までの敷地内照明を終夜点灯としているところでございます。</p>

	<p>いずれにいたしましても、総合庁舎を安全にご利用いただけるよう、施設の運営に努めてまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。</p>
<p>【困っている時の声掛けについて】 困ってる時の声かけ（どこ行きたいのですか？と）2回目でした。とってもうれしかったです。これからも声かけしてもらえたりするとうれしいです。ありがとうございます。</p>	<p>※匿名のため回答なし</p>